

Title	大工頭中井家文書(九)
Sub Title	On the documents concerning the Nakai (中井) Family (IX)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1969
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.4 (1969. 3) ,p.97(595)- 106(604)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19690300-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料紹介

大工頭中井家文書 (九)

中井信彦
高橋正彦

〔二〇五〕 大野治長書状 (折紙)

其後者久御見舞不申上無音所存之外ニ奉存候、其元何たる御事御座候哉承度奉存候、何も不計罷上可得御意候、不珍候へ共鷹之□式ツ進上申候、去年從 大御所様拝領之鷹ニ取せ申候間被成御賞翫可被下候、尚以面上可申上候、恐惶謹言

十月十九日

大修理大夫
治長 (花押)

中和州様
人々御中

〔二〇六〕 板倉勝重書状 (折紙)

大鋸治右衛門弟子又兵衛同作右衛門弟子、清兵衛虎之助弟

〔中井家文書〕

子七兵衛甚左衛門弟子五兵衛同人弟子茂左衛門西本願寺之小引新右衛門、右之者共小引作法之背法度、其上中井大和様子可相尋之由申候処ニ大和所へ不参候由無届候、早々参大和口上之通可承候、小引宿之町名大和所へ召連可参者也、

九月二日周防

(黒印)

鳥丸通

下大坂町

久左衛門

大仏袋町

清左衛門

東寺内若宮

町甚十郎

東寺内ぬしや町

庄二郎

西寺内花や町

門跡借屋ニ居候由

右之町々中

(五九五)

九七

〔二〇七〕 江戸幕府寺社奉行連署書状 (折紙)

以上

一筆申入候、然者和州赤井五平次知行所犬飼村之大工茂左衛門与兵衛兩人地頭^も所を払れ候、訴訟之儀於当御地再三遂穿鑿候之処、大工役之義極り無之故重而御僉儀之上可被仰付之旨評定所ニ而被仰渡候、左様ニ候得者右兩人之大工先ツ所へ返し被申候様ニと五平次へ被仰渡候、以来者对地頭我儘成事仕候ハ、急度可為曲事之由兩人之大工ニ申渡候間、可被得其意候、委細者林角兵衛方へ申渡候、恐々謹言

極月十九日

松平出雲守
勝隆 (花押)

安藤右京進
重長 (花押)

中井大和殿

〔二〇八〕 江戸幕府老中連署奉書 (折紙)

覚

赤井五平次知行大和国犬飼村之大工出入有之候、然者五畿内大工役赦免之義付而可相尋事候間、^(家康)権現様 ^(秀忠)台徳院様御代以来御赦免之証文於有之者令持参、其方手代にも左様之子細可存者召連早々江戸へ可罷越者也

八月廿六日

对馬〇 ^(黒印) (阿部重次)

豊後〇 ^(黒印) (阿部忠秋)

伊豆〇 ^(黒印) (松平信綱)

中井大和殿

〔二〇九〕 江戸幕府寺社奉行連署書状 (折紙)

先度者御状令披見候、然ハ和州大工役免許之儀被申越候、就其赤井五平次知行所之内、犬飼村之大工茂左衛門、与兵衛兩人之者旧冬^も当地へ罷越地頭ト役儀之申分仕候間、大工役免之儀赦免之儀者何様之品々ニ而候哉、又ハ田地者作り候ても百姓役之儀ハ大工ニ而候へハ一円不仕儀候哉、両様之所具ニ覚書ニ被致早々可被指越候、其次第落着可申付候、恐々謹言

四月廿七日

松平出雲守
勝隆 (花押)

安藤右京進
重長 (花押)

中井大和殿

〔二一〇〕 江戸幕府老中連署奉書 (折紙)

以上

五畿内并近江国中在々所々大工田島高役之儀、如前々被成御赦免候、可被得其意候、恐々謹言

寛永十二亥
九月七日

阿部 (阿部)
阿豊後守
忠秋 (花押)

松平 (松平)
松伊豆守
信綱 (花押)

酒井 (酒井)
酒讚岐守
忠勝 (花押)

土井 (土井)
土大炊頭
利勝 (花押)

小堀遠江守殿

五味金右衛門殿

〔中井家文書〕

〔二一一〕 江戸幕府老中連署奉書 (折紙)

覚

五畿内并近江国中在々所々大工田島高役之儀如前々被成御免許之訖、存其趣中井主水可被申付者也

寛文六年
九月十一日

九月十一日

板倉重矩 (板倉重矩)
内膳正 (花押)

土屋教直 (土屋教直)
但馬守 (花押)

久世広之 (久世広之)
大和守 (花押)

稻葉正則 (稻葉正則)
美濃守 (花押)

宮崎七郎右衛門殿

雨宮権左衛門殿

〔二一二〕 江戸幕府老中連署書状 (折紙)

覚

五畿内并近江国中在々所々大工田島高役之儀如前々被成御免許之訖、存其趣中井主水可被申付者也

宝永八卯
正月廿七日

正月廿七日

井上正岑 (井上正岑)
河内 (黒印)

天久保忠増 (天久保忠増)
加賀 (黒印)

(五九七)

九九

(秋元喬知)
但馬(黒印)

安藤駿河守殿

中根摂津守殿

〔二二三〕 阿部忠秋書状(折紙)

召仕候者方迄来札披見候、大仏本尊木形并絵図棟梁飛驒持参之遂一覽候、委細飛驒相含候之間可令演説候、不宣

十月 阿豊後 忠秋(花押)

中井主水殿

〔二二四〕 土井利勝書状(折紙)

猶以、後源左罷登候之時可申と存候、かやうニ源左早々のほり申間只今如此候、其元御普請之儀ニ付而万事倉の文尤候、委細ハ二兵へ可申付候、以上

御状殊更為端午之嘉兆諸白両樽贈給候、誠遠路御悞慮之段令祝着候、将又二条大坂御城御作事無油断御稼候由得其意尤候、恐々謹言、

五月十日 土大炊 利勝(花押)
中井大和殿

〔二二五〕 土井利勝書状(折紙)

以上

御書中令披見候、仍二条二之丸行幸之間依被 仰付差図被致大工久右衛門被指下候、猶御好之通御差図之趣久右衛門可申候、恐々謹言

七月廿五日 土大炊頭 利勝(花押)

中井大和守殿 御返報

〔二二六〕 土井利勝他二名連署書状(折紙)

以上

去八日之書状令披見候、然者二条 行幸之間、就被仰付取前申越候処則板防州被申談伝奏衆へ内々ニ而様子相窺(重宗)御住居究候付而差図をもたせ大工被差越候、右之段達

上聞御意之趣御差函ニ付紙を記 委大工ニ申含相上候間
得其意無油断御作事可被申付候、将又其元御本丸御作事
之儀御材木寄次第急度可被申付候由得其意候、恐々謹言

七月廿四日

永井信濃守

尚政 (花押)

井上主計頭

正就 (花押)

土井大炊頭

利勝 (花押)

中井大和殿

〔三二七〕 井上正就・永井尚政連署書状(折紙)

以上

書状之趣令披見候、二条御殿御差函被差上候則到来候、
京大坂御作事不被存油断之通尤之儀候、弥可被入精候、

恐々謹言

十月四日

永信濃

尚政 (花押)

井主計

正就 (花押)

〔中井家文書〕

中井大和殿

〔三二八〕 内藤忠重・稻葉正勝連署書状(折紙)

去月廿三日之御状参着令被見候、仍而二条二丸 行幸之
御殿同廿一日御柱立則棟上仕之由尤候、将又最前建申候
御殿共板敷天井迄大形出来申候由其上御本丸御殿端々御
内造作仕までニ罷成候旨□□令得其意候、右之趣具達
上聞候間可御心易候、不及申候へ共弥万事入念可被申付
候、猶期後音之時候、恐々謹言

六月廿日

稻丹後守

正勝 (花押)

内伊賀守

忠重 (花押)

中井大和守殿

〔三二九〕 板倉重宗書状(折紙)

猶々二丸御座之間北之方ニ將軍様御座間小キ御殿壹立
申候、聽而御指図参候間可有其御心得候、将亦百姓共
井溝之指図いたし越申候か山城殿下やしき方西へおり

(五九九) 一〇一

候て指図仕越候、不及申候へ共山城殿三丞春日左衛門殿おもてのかわ山城殿下やしきの通ニ可有御渡候、不及申左様ニハ有之間敷候へ共用水之溝差図越候間為御心得申入候以上

先日御作事之儀申入候処何も御心得之由委御報祝着申候、山城殿屋敷松桂三丞屋しきの間ニ用水之溝つけ度由百姓共申之由田地之為ニ別能事者何方ニ而も用水之溝程あけ屋敷可有御渡候、只今堀不申候者山城殿やしき北之方西裏の方へほり候て別可然者其通ニ可被仰渡候、別不罷成者右之通可然候、将亦絵書共やかて罷上候而可有其御心得候、尚追而可申入候間不能巨細候、恐々謹言

六月廿九日

板周防守
重宗 (花押)

中井大和殿

御宿所

〔三二〇〕 板倉重宗書状 (折紙)

猶々遠江守殿へも可然様ニ御心得頼入候、以上

先度者御懇書祝着申候、御作事之様子御心得候之由尤候、

無由断被仰付候由得其意存候、将亦絵書衆も近日罷上候間可有其御心得候、次ニ二丸ニ重而少御作事御座候、定而聽而御指図可被遣候、只今之御殿ニ構申儀ニ而ハ無之候可有其御心得候、敢前如申入大阪方ニ条御作事奇麗ニ出来仕候様ニと被 思食候様子ニ御座候間内く可有其御心得候、爰許相易儀無之候間可御心易候、尚重而可申入候間不能詳候、恐々謹言

六月廿六日

板周防守
重宗 (花押)

中井大和殿

御宿所

〔三二一〕 板倉重宗書状 (折紙)

去十六日之御状同廿一日ニ参着申候 以上

一山城殿下屋敷ニ用水之儀絵図三給候、式ツ返進之候、用水之為ニ能様ニ田地過分ニ積不申候様ニ可被仰付候、御門の向ニハ不入義候間絵図残置候

一將軍様御座所鈴木遠江所方参候、差図のことく被仰付之由尤ニ存候

一二丸御作事も過半出来申之由得其意存候、当年中ニさへ出来仕候へハ何も不苦候間其御心得尤候
一 絵書とも此比罷上候

一 其元御作事之儀大坂方はれかましき様ニ被 思召候而最前方為御心得ニ申入候、今以可有其御心得候、御好無御座所をむさと結構ニと申儀ニ而ハ無之候 爰元相易儀無之候間可御心安候、小遠州へも以書状申度候へ共いまた爰元不得隙候間可然様ニ御心得頼入候、恐々謹言

七月廿二日 板周防守
重宗 (花押)

中井大和殿
御返報

〔二二二二〕 伊丹康勝・松平正綱連署書状(折紙)

尚以、はくの義銀座衆御相談候ていま迄出来候薄之分うけ取、二条御殿ニ可有御遣候、其外者今度やすく仕候ものに可被申付候、左様ニ候者重而はくうち候事無用之由、銀座衆へ可被申渡候、以上

又申候奈良薄屋へも右之通貴殿方断可被申候、以上

「中井家文書」

去十日之御状令披見候、然者二条御殿御材木入札被相極候ニ付、山々へ折紙之義承候、御書中之趣年寄衆へ致相談候へハ大方之義候者諸大名之折紙之義無用之由被仰候間可有其御心得候、次二条御殿薄之儀承候、其方如御存候去年於二条方之入札申付候へ共、高ちきニ候て銀座之者薄ねやすく請申候付、前かね渡し申付候、銀座衆へ被相尋出来候薄無之候者今度之者ニ可被申付候、併銀座之薄出来候て御座候者、是迄可有御遣候、恐々謹言

八月十八日 伊喜之助
康勝 (花押)

松右衛門佐
正綱 (花押)

中井大和殿

〔二二二三〕 嶋田直時他一名連署書状(折紙)

御状令披見候、院御所 中宮様御殿御好替候ニ付先度御越候拾四冊之内上之御材木ハ中、中木ハ下ニ成候付其通目錄一紙ニ給候、只今善通呼ニ遣し候間いかやう之木共何ほと上せ候とせんさく可申候、定而上木も過分ニ上り

(六〇一) 一〇三

可申と存候、運賃車力過分ニ入候て鳥羽、京まで相着候
材木唯今無御遣候ハ、売人共迷惑かり可申候、如何相究
可申候哉、其御分別可有候節之御好も替り候間其方不念
ニも不成儀にて可有之候へとも能々可有御分別候、わ
り木ふしなしの内ふしなしにて入申候覚式千六百五十本
と目錄ニ書付御座候、是ハたゝ木之事にて候哉、筆も入
不申候間不審ニ存候先此方にてハたゝ木の事にて可有之
かと存候、諸事夕雲・孫左・藤次御相談候て御材木手つま
り不申候様ニ可被成候此方にて涯分無由断候、恐々謹言

三月廿二日

久因幡守

正俊 (花押)

嶋越前守

直時 (花押)

中和大守殿

御報

〔三二四〕 久貝正俊他一名連署書状 (折紙)

以上

態申入候追御材木之事過分之木数俄之儀にて何共迷惑之

由申候へ共、小嶋屋善通ニ申付候、手前ニ有之分ハいか
様ニも指上ケ可申候、手前ニ無之分ハ相調次第之儀候而
遅々可有之由申候、手前ニ有之分先明朝日ヲ指上セ申候、
然者京にて置所無之迷惑之由申旨、何方ニも年寄能所ニ
置候様ニ可被仰付候、此由小遠江殿へも申入候、材木屋
共自分にて置所借候事も成兼候由申候間、遠江殿と御談
合候て可被仰付候、当津ニ材木今程すくなく御普請彼是
ニ指合^(ね)弥段も高直之由申候へ共、随分手つかへ無之様ニ
可申付候間、可有其御心得候、恐々謹言

二月晦日

嶋田越前守

直時 (花押)

久貝因幡守

正俊 (花押)

中井大和殿

〔三二五〕 嶋田直時他一名連署書状 (折紙)

以上

御状被見申候、仍今度は御材木檜木之分七冊松之分七冊
以上拾四冊請取申候、番付之通早々指上候様ニ随分可申

付候、滞候御材木候ハ、書付可進由是又心得存候、右之拾四冊之外重而入候ハんかと被存式冊帳御越候、是又請取置候過分之御材木一度ニ右之帳共材木屋へ渡候ハ、驚候ハんと存候、夕雲・藤次・孫左早々被下候様ニ可被仰候、然者昨廿七日ニ院御所御殿 中宮様御殿被致御柱立如吉例晚ニ成雨降候由目出度御事ニ御座候、随分可被入御精候何にても爰元御用之事可被仰越候、御材木ニハ人を付置無由断差上せ候様ニ可致催促候、材木之様子承届猶近々可申入候、恐々謹言

二月廿八日

久因幡守

正俊 (花押)

嶋越前守

直時 (花押)

中和州様

御返報

〔三二六〕 松平正綱書状 (折紙)

猶々伊喜(伊丹喜之助)一所ふち罷有候間不及加判候、以上

御状并二条御作事手伝人足之書立何も具令披見候、近日

「中井家文書」

御作事御奉行可被仰付候之間、其節各へ申談様子可申入候、将又貴殿御上候ては疾病御煩之由候、雖然通仙院之療治にて被得驗之由珍重候、弥御養生專一候、恐々謹言

七月廿四日

松平右衛門佐

正綱 (花押)

中井大和殿

御報

〔三二七〕 久貝正俊書状 (折紙)

以上

一書申入候、然者伏見先御番衆御法度ニ被仰付候書立昨日自江戸参候条御披見之ためニ写進候、右之書立之外今泉九右衛門中源弥次郎江戸にて喧嘩を被仕兩人なからあいはて被申候、将又一昨日被下候鉄鉋昨日番頭衆と寄合咄申候、四ツ打候て三ツ星へ参候かやう成あたり筒無御座候、弥々忝度存候、恐々謹言

二月朔日

久忠三郎

正俊 (花押)

中大和様

人々御中

(六〇三) 一〇五

〔三二八〕 久貝正俊書状（折紙）

猶以先度御のきふりあらく候間殊外大坂ニ御あき候と
相見し候間重而者御下有間布と存候、差儀無之候へ共
余御床しさのまゝ如此候、以上

一筆申入候、先度当城御殿之入札之様子申上候、御年寄
衆之御返事為御披見写進候、松右嶋越州を可被申越由御
状ニ候へ共、嶋越州を被申越候ハ御年寄衆御隙入候間相
究重而可被申越由候、江戸を御状參次第追而御左右可申
候、然者小野宗左吉野ニ被取置候御材木当城へ有次第遣
可申由申来候、惣左手前有材木之目錄取江戸へ進上申候、
為御披見写進之候、其元何様之御事候哉、承度候、恐々
謹言

七月十九日

久因幡
正俊（花押）

中井大和様

人々中

〔三二九〕 稲葉正勝書状

猶以、御茶入返し申候、御うけとり候へく候、以上
御茶入たゝ今懸 御目候、一段御ほめ候て御機嫌なのみ
ならず候、万々以面上可申入候、恐惶謹言

七月十五日

（花押）

（ツフ書）

稲葉丹後守

中大和様

御中

〔三三〇〕 久世広之書状（折紙）

家来共かた迄両通御状令被見候、如来意去比棟梁加兵衛
被差下候付銅瓦之儀木原杢允鈴木修理方を具ニ書付相渡
其上爰元御仏殿之様子見せ遣し候、御奉行衆御聞届首尾
能候由一段之儀候、将又貴殿服中も功者成棟梁共有之付
御作事方滞無之様ニ念被入被申付候由尤ニ候、猶期後音
候、恐々謹言

五月十五日

久世大和守
広之（花押）

中井大和守殿

御宿所